

亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等の結果に基づいて、同条第10項の規定に基づき監査の結果に関する報告に添えて意見を提出したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷 加都子

1 監査の概要

事務の執行及び財務に関する事務の執行を監査の対象として、定期監査（地方自治法第199条第4項）及び行政監査（地方自治法第199条第2項）を実施した。

監査期間	監査対象部局
令和3年9月8日から 令和3年11月11日まで	環境先進都市推進部、市民生活部、教育部
令和3年10月15日から 令和3年12月20日まで	生涯学習部、総務部、公平委員会事務局、監査委員事務局（固定資産評価審査委員会含む）

2 意見

(1) 準公金の取扱いについて

本市における準公金の取扱いについては、全庁統一的な取扱基準等が整備されていないため、各団体の事務局を所管する所属の考えによる取扱いがされているものの、概ね適正に管理されている。

しかし、公金においては認められていないキャッシュカードの使用や立替払いなどの事案が散見されたので、今後の取扱いについては、十分留意されたい。

特に、キャッシュカードについては、経費節減や利便性の面でメリットがある一方、不正使用が容易にできてしまうため、リスク回避の観点からすると作成するべきではない。

今後は、その必要性を十分に検討し、安易に作成することがないように

するとともに、キャッシュカード本体及び暗証番号の管理についての統一的なルール作りや、入出金時のチェック体制の構築が必要であるとする。